

入 札 公 告

佐賀県西部広域環境組合が発注する圧縮切断機整備工事について、特定建設工事共同企業体による条件付き一般競争入札を行うので、佐賀県西部広域環境組合建設工事共同企業体取扱要領（平成 23 年訓令第 1 号）第 8 条、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び佐賀県西部広域環境組合契約規則（平成 21 年規則第 5 号）第 4 条の規定に基づき準用する伊万里市契約規則（平成 21 年規則第 4 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、本工事については、入札後に落札者と仮契約を締結し、組合議会で議決された後に本契約を締結する。

令和 5 年 5 月 1 日

佐賀県西部広域環境組合 管理者 深浦 弘信

記

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 の 名 称 佐賀県西部広域環境組合圧縮切断機整備工事
- (2) 工 事 の 場 所 佐賀県伊万里市松浦町山形地内（さが西部クリーンセンター敷地内）
- (3) 工 事 の 概 要 土木建築工事（圧縮切断機等機械を囲う建屋の建築の設計及び施工）
機械設備工事（圧縮切断機等機械設備工事の設計及び施工）
- (4) 予 定 工 期 令和 5 年 7 月～令和 7 年 3 月
- (5) 予 定 価 格 金 4 4 9, 9 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 入札書比較価格 金 4 0 9, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含まない）
- (7) 最低制限価格 設定する

2 共同企業体に関する事項

- (1) 本工事は、共同企業体の各構成員が工区を分担し、互いに調整・連携しつつ工事を施工する分担施工方式（乙型）で施工するものとする。
- (2) 共同企業体の構成員は 2 社とし、次号に示す各構成員の資格要件を満たす者による自主結成とする。
- (3) 構成員の資格要件は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 佐賀県西部広域環境組合建設工事等入札参加者の資格等に関する規則（平成 19 年規則第 7 号。以下「規則」という。）第 3 条に定める入札参加者の資格を有する者。
 - イ 「佐賀県西部広域環境組合建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」による指名停止又は指名停止回避措置を、この公告の日から入札の日までの間に受けていない者。

ウ 次のいずれにも該当する者でないこと及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

エ 当該入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本的関係又は人的関係がないこと。

(4) 代表者の資格要件

共同企業体の代表者は、構成員のうち、圧縮切断機等を格納する建屋を建設する者とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 建築工事にかかる特定建設業の許可を受けていること。

イ 規則第3条に定める入札参加者の資格を有する者で、規則第5条の規定に基づき準用する佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則の規定により決定された施工能力等級がA級である者であって、佐賀県内に本店を置く者であること。

ウ 分担する工事の割合は構成員中最大であること。

エ 本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。ただし、監理技術者の専任期間については工事着手までの設計期間を除くものとする。

(5) 代表者以外の構成員の資格要件

共同企業体の代表者以外の構成員は、圧縮切断機等の機械を整備する者とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 規則第3条に定める入札参加者の資格を有する者であること。

イ 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」及び「機械器具設置工事業」の許可を受けていること。

ウ 本工事に配置できる専任の監理技術者又は主任技術者を有すること。

(6) 存続期間

ア 本工事の契約相手となった者

本工事に係る請負契約の履行後3ヶ月を経過する日まで

イ 本工事の契約相手とならなかった者

本工事に係る請負契約が締結される日まで

(7) 入札参加資格を有する者が開札の時までに(1)から(6)までに掲げる要件を満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

3 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

4 入札参加申請及び入札の同時実施

入札参加を希望する者は、入札参加申請及び入札を同時に行うこと。

5 入札参加申請書、入札書等の提出方法

(1) 提出書類

ア 入札参加申請書

イ 資格審査申請書（共同企業体）（様式第1号）

ウ 共同企業体協定書（乙）（様式第3号）

エ 共同企業体協定書（乙）第8条に基づく協定書（様式第4号）

オ 共同企業体編成表（様式第5号）

なお、様式1号、3号、4号及び5号を袋綴じにすること。

カ 配置予定技術者調書

監理技術者資格証等の写しを添付すること。

キ 経営事項審査結果（総合評点値結果）通知書の写し

審査基準日から1年7ヵ月を経過していない最新のものを提出すること。

ク 入札書及び工事費内訳書

（中封筒に封入し封印をすることとし、中封筒の寸法は長形3号より大きくてもよい。

封入の方法については、「入札参加申請書、入札書等の郵送方法」を参照すること。）

※工事費内訳書は返却しません。

(2) 提出期限：令和5年6月13日（火）必着

(3) 提出方法：郵便又は信書便等により提出すること。

※別添の「入札参加申請書、入札書等の郵送方法」を参照すること。

※期限までに提出書類が到着しない者は入札に参加することができない。郵便又は信書便が事故等により到着しなかったことに対し、異議を申し立てることができないものとする。

(4) 提出先：12に示す場所

(5) 開札日時

ア 日 時：令和5年6月20日（火）午前10時

イ 開札場所：伊万里市松浦町山形5092-4

佐賀県西部広域環境組合 2階大会議室

※開札会への立会を希望する場合においては、別紙「委任状」に記名押印のうえ、開札日に持参すること。なお、開札の結果、落札となるべき同額の入札者が2社以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きで落札者を決定

する。この際に、くじ引きの対象となる入札者が開札に立ち会っていない場合は、入札事務に関係のない組合職員がくじを引くものとする。

6 発注仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 受付期間：令和5年5月1日（月）～令和5年5月24日（水）
午後5時まで
- (2) 提出方法：FAX又は電子メール
- (3) 提出先：12に示す場所
- (4) 回答方法：令和5年5月30日（火）までに組合ホームページに掲載する。

7 入札参加資格がない者には令和5年6月15日（木）までに電話で連絡する。

8 入札保証金 免除

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、佐賀県西部広域環境組合契約規則第4条の規定に基づき準用する伊万里市契約規則第32条第1項第1号又は第2号に該当する場合は免除する。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書及び工事内訳書の中封筒に入れていない者
- (4) 中封筒に記載している工事名と異なる工事名を記載している入札書又は工事費内訳書の中封筒に入れている者
- (5) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が異なる者
- (6) 入札書の金額、氏名及び印鑑について、誤脱又は判読不可能な記載がある者
- (7) 2以上の意思表示をした者
- (8) 申請書に虚偽の記載をした者
- (9) 消滅しやすい方法で記載された入札を行った者
- (10) 前各号に掲げるものの他、競争の条件に違反した者

11 その他

- (1) 予定価格を超えて入札した者は失格したものとみなす。
- (2) 最低制限価格の設定のあるもので、最低制限価格を下回る金額で入札した者は失格したものとみなす。
- (3) 請負金額が300万円以上の工事について、前金払いは請負金額の40%以内、中間

前払い金額は請負金額の20%以内とする。

また、請負金額が1,000万円以上の工事については、部分払いを行うことができる。

- (4) 本工事に係る下請負契約については、佐賀県西部広域環境組合を構成する市町内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。また、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該納入契約の相手方を佐賀県西部広域環境組合を構成する市町内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。
- (5) 本工事に係る契約を締結した者が、本工事の工期と重複し、かつ、本工事の工事場所と近接している佐賀県西部広域環境組合が発注した工事を請け負っている場合は、設計変更により本工事に係る諸経費の調整を行う。
- (6) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事に該当する場合は、法令に従うこと。
- (7) 請負金額が500万円以上の工事を受注した場合は、工事実績情報サービス(CORINS)に登録すること。

12 問合せ先

入札参加申請及び切抜設計書等に対する質問の提出先、公告の内容に関すること。

〒849-5263

佐賀県西部広域環境組合事務局（伊万里市松浦町山形5092-4）

TEL：0955-26-2353

FAX：0955-26-2354

E-Mail：info@eco-west saga.or.jp